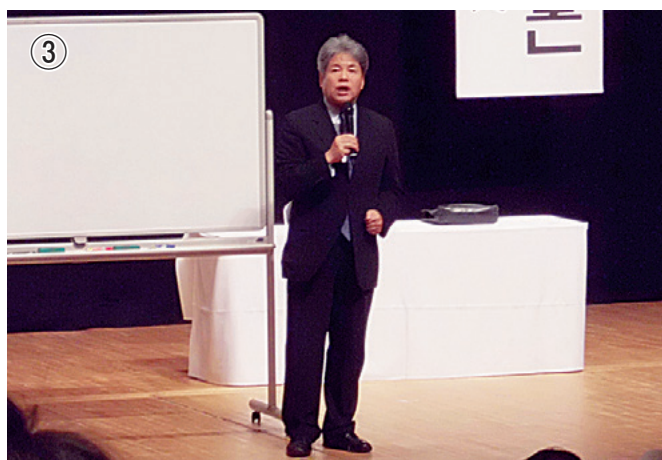


東北町議会だより

第 61 号

発行 青森県東北町議会
編集 議会広報特別委員会
電話 0176-56-3111
内線 310
住所 東北町上北南四丁目
32-484



- ① 令和2年7月9日県下町村議会議員研修会
- ② 開閉会宣言をする 県議長会 笹倉副会長
- ③ 講演する有馬晴海講師
- ④ 熱心に耳を傾ける参加者

主な内容

- ◆6月定例会で審議された議案等 2～3 P
- ◆一般質問 4～7 P
- ◆各委員会の活動 8 P
- ◆委員会報告 9～13 P

◎6月定例会

6月定例会は、6月4日招集され10日までの7日間の会期で開催されました。

今定例会では、町長より提出された報告案件3件、補正予算案件8件、条例等に関する案件6件、発議1件計18件については、承認・原案どおり可決、教育委員会教育委員1名の任命、の人事案件が全会一致で同意と決定、農業委員会農業委員15名の任命、の人事案件は、賛成多数で同意と決定、各常任委員会委員長報告、請願については、継続審査2件、産業建設常任委員会付託1件となりました。

また、本会議では市川議員が一般質問に立ち、活発な議論を交わしました。

審議された議案等は以下のとおりです。

6月定例会で
審議された議案等

◎専決処分の報告

(損害賠償の額を定めること及び和解について)

報告済

◎令和元年度東北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

報告済

◎令和元年度東北町土地開発公社事業報告及び決算報告

報告済

◎令和2年度一般会計補正予算

・予算の総額に20,184千円を追加し、総額を133億7,028万1千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算

・予算の総額に765万9千円を追加し、総額を23億6,

773万3千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算

・予算の総額から76万5千円を減額し、総額を2億2,086万8千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和2年度介護保険特別会計補正予算

・予算の総額から398万8千円を減額し、総額を28億2,763万円とするものです。

全会一致で可決

◎令和2年度介護サービス事業特別会計補正予算

・予算の総額から7万5千円を減額し、総額を2,401万4千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和2年度農業集落排水事業特別会計補正予算

・予算の総額に396万2千円を追加し、総額を1億5

87万6千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算

・予算の総額から402万7千円を減額し、総額を6億6,429万円6千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和2年度上水道事業会計補正予算

・収益的支出の予定額の営業費用から302万1千円を減額し、予備費に同額を追加するものです。

全会一致で可決

・資本的収入及び支出に1,980万円を追加するものです。

全会一致で可決

◎東北町税条例の一部を改正する条例

・地方税法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

全会一致で可決

◎東北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

・国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合において、傷病手当金の支給ができるように、所要の改正を行うものです。

全会一致で可決

◎東北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

・新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税の減免ができるように、所要の改正を行うものです。

全会一致で可決

◎東北町介護保険条例の一部を改正する条例

・低所得者の介護保険料軽減強化に係る介護保険法施行令の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者に対し、介護保険料の減免ができるように、所要の改正を行うものです。

全会一致で可決

◎東北町教育委員会委員の任命

・東北町教育委員会委員として、佐藤有希子氏を任命するものです。

全会一致で同意

◎東北町農業委員会委員の任命

・東北町農業委員会委員として、次の15人を任命するものです。

乙部 繁作氏
沼尾 京子氏
蛭名 勲氏
甲地 武彦氏
蛭沢 清子氏
竹内 勝子氏
小野寺正八氏
沼尾 幸一氏
甲地 俊隆氏
蛭名 修二氏
大坂 實氏
岡山 敬一氏
久保田正一氏
米内山隆博氏
木村豊三郎氏

(起立採決 賛成14 反対1)
賛成多数で同意

◎工事請負契約の締結

・本庁舎耐震改修工事について、工事請負契約を締結するものです。

全会一致で可決

◎東北町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・新型コロナウイルス感染症拡大により、町民生活及び地域経済に多大な影響が出ていることを鑑み、町長・副町長及び教育長の給料月額を10分の1、6箇月間減額するものです。

全会一致で可決

◎発議

東北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

・新型コロナウイルス感染症による、町民生活や地域経済への影響が深刻化することから、令和2年7月1日から令和2年12月31日まで議員報酬の月額を10分の1減額するものです。

全会一致で可決

◎請願

(令和元年請願第3号)
内蛭沢・榎林3099号線道路整備に関する請願書

継続審査

(令和元年請願第4号)
若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の請願

継続審査

(令和2年第1号)
日米地位協定の抜本の見直しを求める請願
産業建設常任委員会に付託

令和2年

第1回議会臨時会

5月13日臨時会が開催され、次の議案が審議されました。

◎専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和元年度一般会計補正予算)

・予算の総額に7,733万

7千円を追加し、総額を120億1,217万4千円とするものです。

全会一致で承認

◎専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算)

・予算の総額から1億30万8千円を減額し、総額を23億1,260万8千円とするものです。

全会一致で承認

◎専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(東北町税条例等の一部を改正する条例)

・地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、急を要したものです。

全会一致で承認

◎専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度一般会計補正予算)

・予算の総額に3,650万円を追加し、総額を114億2,250万円とするものです。

全会一致で承認

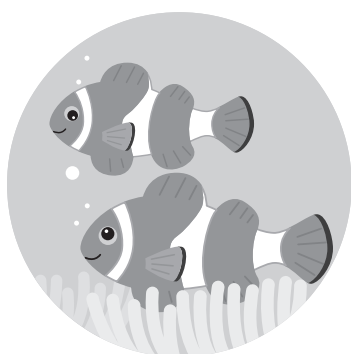
◎令和2年度一般会計補正予算

・予算の総額に19億2,759万7千円を追加し、総額を133億5,009万7千円とするものです。

全会一致で可決

◎工事請負契約の一部変更
・老人福祉センター温泉井戸掘削工事の一部工事内容の変更に伴い請負代金の変更をするものです。

全会一致で可決



新型コロナウイルス 感染症への対応につ いて

質問—



市川 俊 光 議員

一 般 質 問

町 政 を 問 う

政府が発した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、5月25日に解除となりました。しかし、密閉、密集、密接を避けるなどの新しい生活様式の定着、首都圏、北海道などへの移動は慎重に判断するなど、感染拡大を防ぐための対応は引き続き長期にわたって必要になるとされています。

いまだ特効薬のない新型コロナウイルス感染症の拡大との闘いで、暮らしやなりわいに様々な影響を受けながらも、この事態が一日も早く収束するように、できる限りの努力をされている全ての町民の皆さんに心から敬意を表すものです。そして、政府には、安心して経済・社会活動の再開が進められるよう、PCR検査の抜本的拡大、医療崩壊を起こさない対策、保健、公衆衛生の体制強化とともに、自粛により打撃を受けた国民の暮らしと日本経済の現場に一刻も早く必要な支援を届ける

ことを強く求めるものであります。

その上で、我が町での新型コロナウイルス感染症への対応についてお尋ねいたします。我が町においては、町民の皆さんお一人お一人の努力により、新型コロナウイルスの感染が広がる状況は見られていません。しかし、感染拡大を防ぐために、全国で行われた学校休校、緊急事態宣言の下での不要不急の外出自粛、イベントの中止などが、町民の暮らしや地域の産業に大きな打撃的影響をもたらしていると考えます。町は、新型コロナウイルス感染症への対応が町の町民の暮らしや産業に及ぼしている影響についてどのように把握されていますか、その内容についてお答えください。

町は、新型コロナウイルスの感染拡大によって業績に影響を受けた町内の飲食業者を対象に、町独自の支援策として飲食業者緊急特別支援金給付事業を実施いたしました。町の行政は、住民と地域産業の一番身近にある行政機関であり、最も実態に合った施策を実行することができず。今回のコロナ危機では、様々な業種で大幅に売上げが落ち込む状況が生じています。町は、飲食業者を対象に行った支援をさらに必要とされる業種に向けて行う必要があるのではないのでしょうか。今後飲食業以外の業種に対して、町独自の支援を行う考えはありますか、お考えをお聞かせください。

国は、全ての国民に1人10万円の特別定額給付金の支給を行っています。また、町は町民を対象に、それに1万円を上乗せする町独自の生活応援特別給付金の事業を併せて実施しています。国の特別定額給付金の事業は、国民に対する幅広い支援がすぐに必要という多くの国民の声が政治家を動かして実現したものです。全ての人々に早く届くということが大切です。現在国と町が併せて行っている給付金の事業で、申請や給付はどのように進んでいるのでしょうか、進捗状況についてお答えください。

申請することによって給付が行われる事業では、個人個人が置かれている事情によって申請を行うこと自体が簡単なことではない場合もあります。申請でつまづき、給付に至らないことも起こり得ることです。広く、速く、公平に給付するためには、町としての格段の配慮が必要であると考えます。全ての町民に素早く給付を受け渡すために、町としてどのような取り組みを行っているのか、お考えをお聞かせください。

大学生や専門学校生など、自宅から離れて学んでいる若者は、コロナ危機によって実家の収入が打撃を受けたり、

アルバイト収入が得られなくなったりと、学業を続けることや実家から離れての生活を維持することが難しくなっていると聞きます。我が町の子供たちは、高校卒業後進学すれば、その多くが親元から離れて生活することになります。見知らぬ土地でコロナ危機と闘いながら、夢に向かって頑張っている我が町の子供たちを町として応援することはできないのでしょうか。自宅を離れて暮らす大学生、専門学校生などへの町独自の支援について、町としてのお考えをお聞かせください。

小学校、中学校は、全国一斉休校に加え、近隣自治体での新型コロナウイルス感染症の発生に対応して休校を実施しました。3月、4月は、学校生活の中でも特別に大事な時期です。この時期に、学校生活が失われた児童生徒たちに、留意が必要な特別な変化などは生じていないのでしょうか。また、学習時間の減少

による教育課程の遅れはどの程度であり、その立て直しのためにどのような対策を行っているのか、お考えをお聞かせください。また、多数の児童生徒と教職員が集団で活動する学校において、3密を回避することは大変な努力を要することと考えます。どのような方法で3密を回避し安全な学習環境を確保するのか、具体策をお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるために、多くの会議や活動が取りやめになりました。町が主催する行事も中止や延期が相次いでいます。緊急事態宣言が解除された今、感染拡大の第2波、第3波を防ぐ新しい生活様式の定着が大事になっていますが、感染対策をしっかりと行いながら、町民の活動の場を取り戻していくことも重要な課題であると考えます。今後町主催のイベントなど、どのように再開させ

ていくお考えなのか、ご見解をお聞かせください。
以上、質問といたします。
よろしくお願いいたします。

答 弁

町 長・教育長

①町民の皆様には、不要不急の外出禁止により、精神的ストレスを含め、日常生活に大きな影響が出ているものと認識している。また、基幹産業である農業を始め、各産業への影響を把握し、必要な支援を検討してまいりたい。

②それぞれの業種への影響を把握した上で、地域経済を下支えするためのプレミアム付商品券の発行などについて関係機関とも連携しながら、必要な支援策を検討してまいりたい。

③6月8日現在、6,636世帯に17億6,702万円給付している状況で、給付率約91%。申請件数は6,992件で、申請率は約96%となっている。

④現在、町独自の支援策は特に考えていないが、将来を担う学生たちのため、引き続き必要な支援につぎまして検討してまいりたい。

⑤今後の対策等については、対策本部や校長会での協議を踏まえ、児童生徒の健康・安全を第一に対応してまいりたい。

⑥国・県の対処方針の変更を踏まえ、新しい生活様式の定着を図りつつ、会議やイベントの内容や参集範囲・規模等を勘案し、再開については、対策本部において慎重に判断し決定してまいりたい。

町長

一般質問通告のありました質問事項1の新型コロナウイルス感染症への対応についてお答えをいたします。まず、1点目の「新型コロナウイルスによる感染症の広がりには、我が町において町民の暮らしや産業にどのような影響を及ぼしているか、町として掌握している状況」についてですが、町民の皆様におかれましては、不要不急の外出禁止や小中高校の休校、公共施設の休館、会議やイベントの中止等により、精神的ストレスを含め日常生活に大きな影響が出ているものと認識をしております。

また、各産業への影響につきましては、まず基幹産業である第1次産業への影響では、労働力不足について、今年度、中国農業実習生受入協議会が受入れを予定していた実習生が入国できない状況にあるほか、労働力不足軽減のため、

青森県が開設している農業労働力ワンストップ相談窓口への本町関係者からの相談は今のところはないと伺っているものの、これから大根、ニンニク等の収穫期を迎え、引き続き慢性的な労働力不足が懸念されるところであります。

農・水・畜産物の価格につきましては、特に訪日外国人の減少などにより、牛肉の枝肉価格が大幅に下落し、全国的に肥育牛の経営に大きな影響が出ている状況であります。肥育経営安定交付金制度が発動はされているものの、この状況が長期化すれば、今後の経営は厳しい状況になると思われまます。また、枝肉価格の下落と連動して、和牛子牛の価格も下落しており、肥育繁殖農家には影響が出ていると認識しております。さらに、

昨年は安値で推移した野菜などについては、その価格が持ち直しはしているものの、長芋など基幹作物や水産物等の

販売価格と併せて注視していく必要があると考えているところであります。

第2次、第3次産業への影響につきましては、先月から今月にかけてまして上北、東北両商工会が実施したアンケート調査によると、会員434人に対し「現時点で影響が出ているか」を尋ねたところ、約47・2%の205人の

会員から回答があり、そのうち64・4%の132人の会員が影響が出ていると回答をしております。これを業種別に見てみると、最大15万円の緊急特別支援金の給付対象としている飲食業が100%、続いて小売業の78・9%、製造業の70・6%、サービス業の61・7%、建設業の32・1%の順となっております。

次に、2点目の「町は飲食業者を対象とし支援金給付事業を実施しているが、ほかの業種への支援策を行う考えはあるか」についてであります

が、それぞれの業種につきまして、どのような影響が出ているのかを把握した上で、国の第2次補正予算及び県の支援策の状況等を踏まえ、例えば地域経済を下支えるためのプレミアム付商品券の発行などについて、関係機関とも連携しながら、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「国の特別定額給付金と町独自の生活応援特別給付金の事業を併せて行っているが、申請給付の進捗状況はどうか」についてであります。6月8日現在、6,636世帯に対して17億6,702万円の給付を完了している状況であり、給付率は約91%となっております。

なお、申請件数の方は、同じく昨日現在6,992件で、申請率は約96%となっております。

また、「申請による給付は、個人の置かれている条件によって申請そのものが困難な場合もある。公平な給付のためにどのような取組を行うのか」についてであります。申請者からの様々な相談に応ずるため、給付専用の相談窓口を開設し対応しているところでもあります。特殊な事案については、特別に丁寧な対応を心がけているとともに、申請書が届かない場合や、まだ申請が完了していない世帯に

対しては、その原因の調査や小まめな連絡等により、できるだけ給付率の向上に努めているところでもあります。

次に、4点目の「自宅を離れている学生、専門学校生などには、アルバイトができない状況にあるなど支援が必要と考える。町として独自支援の施策を実施することはできないか」についてであります。現在、町独自の支援策は特に考えておりませんが、国が5月19日に閣議決定をいた

しました文科省所管の学び継続のための学生支援緊急給付金給付事業という制度があり、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生が、感染拡大により収入が大幅に減少し、修学の継続が困難な場合など、申請により住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外は10万円の給付が受けられる仕組みとなっております。

町といたしまして、将来を担う学生たちが、今回の影響により学びの継続を断念することのないよう、引き続き必要な支援につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の「学校休校による児童・生徒の変化や学習の遅れの状況とその立て直しのための施策等について」であります。町内の小中学校につきましては、5月11日から通常どおりの教育活動及び給食等を再開しているところ

ろであります。全国的には学校での感染も発生していることから、予断を許さない状況にあると認識をしております。今後の対策等につきましては、

範囲と規模、開催場所等を勘案し、対策本部で慎重に判断して再開の是非を決定してまいりたいと考えております。

では、対策本部や校長会での協議を踏まえ、児童・生徒の健康、安全を第一に対応してまいります。詳細な内容につきましては教育長の方から答弁をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

これまで、本町から一人の感染者も出ていないことにつきましては、議員各位をはじめ、町民の皆様による感染防止対策に対するご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。しかしながら、感染拡大が完全に収束したわけではないことから、町といたしまして

次に、6点目の「全国の緊急事態宣言が解除された。新しい生活様式を定着させ、第2波、第3波を防ぎつつ、今後、イベントなどを、どのように再開させていくのか」についてであります。全国の緊急事態宣言解除に伴い、国及び青森県の対処方針の変更を踏まえ、本町においても、

ましても引き続き第2、第3波の到来に備えた取組を継続してまいりますので、今後とも、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

教育長

続いて、私から質問事項1の(5)、「学校休校による児童生徒の変化や学習の遅れの状況とその立て直しのための施策はどうするのか、また学

校生活での3密回避策の実施状況はどうなっているか」についてお答えいたします。まず初めに、「学校休校による児童生徒の変化について」であります。休校期間中は部活動やスポーツ少年団活動も禁止となっていたことから、学習や部活動等に不安を感じている児童生徒もいたようでした。それに対して、

各学校の学級担任からの電話連絡や家庭訪問などのサポートにより、体調を大きく崩したりする児童生徒もなく、5月11日の学校再開以降、元気に登校し、現在は学習や部活動、スポーツ少年団活動などに一生懸命取り組んでおります。

次に、「学習の遅れの状況とその立て直しのための施策はどうするのか」であります。が、今年度に入って4月11日から23日までの13日間、4月28日から5月10日までの13日間、登校日数からいくと合計

14日間臨時休校となりました。た、そのほか感染症対策として学校が休校になったことに伴い、授業時数が不足しているのは確かです。そこで、先日各学校から不足している時数とその対応について調査した結果、小学校では63時間から77時間の遅れ、中学校では48時間から71時間の遅れとなっています。また、この不足している時間を取り戻すために、夏休みの短縮、学校行事の見直し、5時間授業を6時間授業にし、授業時間を増やすなどして、時数確保のために現在取り組んでいます。

次に、「学校生活での3密回避策の実施状況はどうなっているか」であります。これも各学校から調査しましたが、全体で集まることを減らし放送などを活用する、休み時間など小まめな換気をする、なるべく児童生徒の座席の間隔を取る、給食はグループにならずに前を向いて取るなど、座席の工夫をしています。また、最後に、教育委員会として



各委員会の活動(4月～6月)

★総務企画常任委員会

開催日	事 件 (内容)
5月20日	所管事務調査 (1)税 務 課 ・ ① 地方税法等の一部改正について ・ 補正予算の説明 (2)総 務 課 ・ 補正予算の説明 (3)財 政 課 ・ 補正予算の説明 (4)企 画 課 ・ 補正予算の説明

★産業建設常任委員会

開催日	事 件 (内容)
4月28日 5月21日	町道内蛇沢・榎林線の現地視察 付託事件 ① 請願第3号 内蛇沢・榎林869号線道路整備に関する請願書 所管事務調査 (1)農林水産課 ① 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策(農林水産関係) (2)水 道 課 ① アセツトマネジメント策定業務結果報告について ② 外蛇沢第6取水施設スケジュールについて ③ 新町ポンプ場1号取水ポンプ設置工事について ・ 補正予算の説明

★教育民生常任委員会

開催日	事 件 (内容)
5月22日	付託事件 ① 請願第4号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の請願 所管事務調査 (1)町 民 課 ① 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について ② 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について ・ 補正予算の説明 (2)福 祉 課 ① 介護保険料の軽減措置拡大について ② 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について ・ 補正予算の説明 (3)保健衛生課 ① 新型コロナウイルス感染症に伴う保健衛生事業の影響について (4)学 務 課 ・ 補正予算の説明 (5)スポーツ振興課 ・ 補正予算の説明

★議会運営委員会

開催日	事 件 (内容)
4月24日	(1) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた東北町議会の対応について
5月29日	(1) 会期日程について ① 令和2年第2回東北町議会定例会付議事件の概要 ② 議会提出案件(予定)等 ③ 一般質問通告(5月28日正午までに通告)
6月9日	(1) 請願、陳情等の取り扱いについて (2) 追加提出議案について (2) 発議について

★原子燃料サイクル対策等特別委員会

開催日	事 件 (内容)
5月20日	視察研修について

★議会広報特別委員会

開催日	事 件 (内容)
4月22日	(1) 議会だより第60号の編集について

★全員協議会

開催日	事 件 (内容)
4月24日	(1) 老人福祉センター温泉井戸掘削工事請負契約の一部変更について
5月11日	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みと今後の対応について
5月18日	(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について (1) 東北町生活応援特別給付金給付事業の創設について (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の進捗について (1) 一問一答について

★議会改革特別委員会

開催日	事 件 (内容)
5月18日	(1) 一問一答について

委員会報告

○総務企画常任委員会

(5月20日開催)

委員長 瀬川 武春

所管事務調査結果

(5月20日)



税務課関係

●地方税法等の一部改正について

1. 徴収の猶予制度の特例
新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける。

2. 固定資産税

◎中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年

度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

◎生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

3. 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

4. その他

住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

【質疑】徴収の猶予制度の申請手続きは面倒なのか。

【回答】申請手続きはかなり面倒だということです。

【質疑】徴収の猶予制度の該当基準はどうなっているのか。

【回答】令和2年2月からの納期限までの一定期間、約1ヶ月間において事業、給与等の収入が大幅に減少した場合で前年同期比20%以上の減。そして納付が困難と認められる場合に適用となっています。

総務課

・補正予算の説明

財政課

・補正予算の説明

企画課

・補正予算の説明

○産業建設常任委員会

(4月28日開催)

(5月21日開催)

委員長 沼山 浩幸

所管事務調査結果

(4月28日)



建設課関係

●町道繪内蛸沢・榎林309

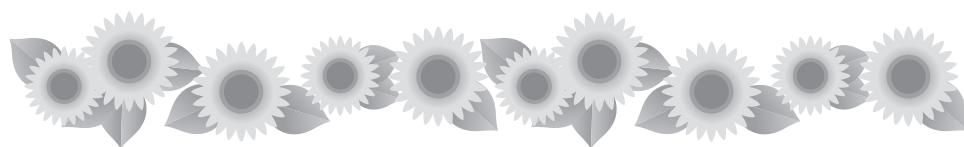
9号線現地視察

(5月21日)

農林水産課関係

●新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策(農林水産関係)について

令和2年5月11日現在



事業名	対象	助成対象期間	主な内容(助成額)
雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金含む)	事業主 (農業者含む)	4/1~6/30	労働者をやむを得ず休業させた際に支払った休業手当、賃金等の額の一部を助成。
持続化給付金	事業主 (農業者含む)	5月~12月	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。中小法人 200万円、個人事業者 100万円。減少分が上限。

事業名	対 象	助成対象期間	主な内容（助成額）
農業労働力確保緊急支援事業（援農者緊急確保支援事業）	新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた経営体	4/1～12/30 または代替人材確保の必要性が解消された日	予定していた受入れ人員に係る見込費用以外の経費（掛かり増し経費）受入れ予定人数が上限。 賃金増加分（1hにつき500円以内、1日10h以内）、宿泊費、交通費、人材派遣料、保険料、農作業委託料など。
高収益作物次期作支援交付金（次期作に前向きに取り組む生産者支援）	高収益作物生産者	R3.3.31まで	次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を定額支援。10a当たり5万円
高収益作物次期作支援交付金（需要促進に取り組む生産者支援）	高収益作物生産者	R3.3.31まで	需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた対応などの取組を定額支援。10a当たり2万円×取組数
肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援）	畜産農家	R3.3.31まで	肥育生産の計画を作成し、経営の体質強化に資する取組メニューに2つ以上取り組んだ場合、出荷頭数に応じて2万/頭を交付。
肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援）	生産者集団	R3.3.31まで	実施主体が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費（定額）を交付。 肉専用種：22千円/頭、交雑種：19千円/頭、乳用種：21千円/頭、他
肉用子牛流通円滑化緊急対策事業	畜産農家	R3.3.31まで	実施主体が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、掛かり増し経費（定額）を交付。 肉専用種及び交雑種：1頭当たり550円/日以内 乳用種：1頭当たり500円/日以内
農林漁業者等が対象の資金の特例措置	各種制度資金		新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を公庫が確認できる農林漁業者に対し、金利負担軽減措置。農林漁業セーフティネット資金の融資限度額の引き上げ。
農業労働力ワンストップ相談窓口	農業法人等		社員の一時休業等を検討している県内企業と労働力を確保したい県内の農業生産法人等の相談に応じ、両者を仲介。 なお、短期アルバイト等の従業員を対象とする労災保険の加入を必須とする。

水道課関係

●アセットマネジメント策定業務結果報告について

1. アセットマネジメント実施の目的

東北町水道事業で保有する水道施設（管路・構造物・設備）の更新需要及び財政収支の試算をすすめる、その試算結果を基に施設の更新計画や経営計画に反映させることを目的とする。

2. アセットマネジメントの導入

(1) 定義
水道におけるアセットマネジメントとは、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクルにわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動です。

(2) 現状と課題

本町における水道施設は、老朽化が進み、将来的な更新需要の増大が予想され、法定

【要望】町内の農業、畜産業及び漁業関係の現状を把握し、県、農協及び漁協と連携を密に取り、農業者等に積極的に声をかけて少しでも経営に役立てるような取り組みを今後として頂きたい。

- 耐用年数によって施設を更新していくには財政負担が大きくなるため、将来の施設更新に伴う事業経営の影響を勘案した経営方針を立案していくことが重要となります。
- そこで将来的な料金収入の減少に対応するためには、中長期的な視点に立った施設の更新計画を策定し、自己資金確保を計画的に行い、町内の老朽化施設の更新が着実に進めるように更新財源について検討を行っていきます。
- (3) 更新需要の検討手法
- 更新需要を見通しの検討手法
- 構造物・設備の取得年度や管路の布設年度別延長データ等を基に、法定耐用年数や経過年数などを参考にし、重要度・優先度に応じて更新時期を設定し、更新需要を算定する。
- 財政収支見通しの検討手法
- 一定の条件設定のもとで、収益的収支、資本的収支、資金収支等の検討が可能な場合、更新需要に対して簡易な財政シミュレーションを行い、資金残高や企業債残高を把握する。
3. アセットマネジメントの設定条件
- (1) 検討対象資産
- 現有資産を「構造物及び設備」と「管路」に区分する。
- (2) 更新時期
- 更新時期は、法定耐用年数による更新と法定耐用年数を1・5倍した場合の更新年度を採用し検討を行う。
- (3) 更新需要
- ① 構造物及び設備
- 資産台帳の帳簿価額（取得価額）にデフレクターを使用して、現在価額に補正した価額を更新需要額とする。
- ② 管路
- 資産台帳を基に布設年度別延長を算出したものより、更新対象管路の延長を算定し、これに布設単価を乗じた額を更新需要額とする。
4. 現有資産の状況
- (1) 構造物及び設備の年度別帳簿原価（現在価値化）
- 総帳簿原価（現在価値）は約43億円
- (2) 管路の布設年度別延長
- 管路延長は固定資産台帳より、約258km

5. 更新需要の見通し

・ 構造物及び設備

条 件	年平均更新需要額	ピーク時における年平均更新需要額
法定耐用年数で更新	171,273千円	181,268千円
法定耐用年数×1.5で更新	104,714千円	145,441千円

・ 管 路

条 件	年平均更新需要額	ピーク時における年平均更新需要額
法定耐用年数で更新	366,964千円	709,078千円
法定耐用年数×1.5で更新	264,366千円	363,957千円

・ 合 計

条 件	年平均更新需要額	ピーク時における年平均更新需要額
法定耐用年数で更新	538,237千円	890,346千円
法定耐用年数×1.5で更新	369,080千円	509,398千円

6. 財政収支の見通し

・ 20年後における財政状況

条 件	料金改定	料金改定率	累積純損益額
料金措置ケース	—	—	△1,060,153千円
財源確保ケース※	3回	33%	499,949千円

- ※純損益がプラスとなるように料金改定
- 料金措置ケースでは、累積純損益額は大きくマイナスとなり、料金改定を行わなければ、施設の更新が行えない経営状況となる。
- 財源確保ケースでは、単年度純損益をプラスになるように料金改定を行うことになるため、累積純損益も年々増加していくこととなります。そのため、突発的な漏水や機器の更新にも対応が可能となり、安定的な経営を行うことができます。
- 【質疑】水道料金を上げるためには、どのような過程を経て上げるのか。
- 【回答】町長が水道料金審議会に諮問し、審議会で審議した結果を町長に答申して料金を決めることとなります。
- 外蛸沢第6取水施設スケジュールについて
1. 計画準備
- R1年4月～R1年9月
2. テスト井
- R1年10月～R2年2月
3. 青森県との協議
- R2年2月～R2年3月
4. 井戸仕様検討
- R1年12月～R2年2月

5. 井戸設置施工計画
R1年12月～R2年2月
6. 概算工事費算出
R1年12月～R2年2月
7. 水道事業認可申請書作成
R2年4月～R2年12月
8. 申請
R3年1月～R3年3月
9. 調査及び実施設計
R2年12月～R3年3月
10. 工事施工
R3年4月～R3年10月
11. 給水開始届出
R3年10月～R3年10月
12. 給水開始
R3年12月～R4年3月

●新町ポンプ場第1号取水ポンプ設置工事について

経緯

ポンプ設置から20年以上経過している取水ポンプを対象に、町内各取水ポンプの取替工事を実施しているところ、令和元年9月に新町2号取水ポンプ取替工事を実施中、ポンプの引上げができない事案が発生した。

緊急な対応策として現在予備水源である1号取水井を調査し、取水が可能であるという調査結果を基に、当該設備を稼働しながら、1号取水井ポンプ設置工事(案)と、現在の2号井戸取水ポンプが不

測の事態に陥った場合の対応を並行して進めている状況です。

水道課

・補正予算の説明

その他

【意見】合併当初の申し合わせ事項であった水道料金は、早く統一していくべきだと思ふ。

○教育民生常任委員会

(5月22日開催)

委員長 沼山 英隆

所管事務調査結果

(5月22日)



町民課関係

●新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

1. 趣旨

国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる場合において療養のため労務に

服することができないときに傷病手当金を支給する。

2. 概要

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の事項に該当する場合に傷病手当金を支給する。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者で、療養のため労務に服することができない者

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の3月間の給与等の収入額を就労日数で除した額×労務に服することができなかった日数×2/3

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

3. 本町の対応

条例制定日以降、町民課に電話で事前相談後に郵送にて申請を受付する。

4. 町民等への周知(予定)

令和2年6月11日以降に、

町ホームページ、町テレビ及び広報とうほくへの掲載で制度の周知をする。

5. その他

傷病手当金を支給した市町村等に対しては、支給額全額について国から財政支援が行われる。

●新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税の減免を行う。

2. 概要

国民健康保険への加入世帯で、次の①又は②のいずれかに該当する世帯に対し、それぞれの基準により算定した額の減免を行う。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯……全額減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯……次の基準による減免

【要件】

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
イ 世帯の主たる生計維持者

の前年の所得金額が1,000万円以下であること
ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること

【減免額の算定】

減免対象保険税額×減額又は免除の割合＝保険税減免額

3. 減免の対象となる保険税は、減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

4. 本町の対応

条例制定日以降、町民課に電話で事前相談後に申請を受付

5. 町民等への周知(予定)

令和2年6月11日以降に、町ホームページ、町テレビ及び広報とうほくへの掲載で制度の周知をする。

6. その他

「2概要」の基準により市町村が減免した国民健康保険税は、減免額全額について国から財政支援が行われる。

町民課

・補正予算の説明

福祉課関係

●介護保険料の軽減措置拡大について

1. 概要

介護保険法施行令の改正により実施するものであります。令和元年10月からの消費税率10%引き上げに伴い、低所得者の第一号保険料軽減

化を図るものです。

2. 内容

平成27年4月から保険料軽減の一部実施を行い、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、更なる軽減強化を行っているところで

す。令和2年4月からの消費税率10%引き上げの満年度化に

に伴い、保険料軽減の完全実施を行うものであります。

●新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者に対し、介護保険料の減免ができるように条例を整備する。

2. 減免の対象となる被保険者

保険料の減免は、次の①又は②のいずれかに該当する第一号被保険者。

新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った第一号被保険者

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入又は給与収入の減少が見込まれる第一号被保険者

3. 減免に要する費用に対する財政支援

第一号保険料の減免を行った場合には、全額を特別調整交付金にて財政支援する。

福祉課

・補正予算の説明

保健衛生課関係

●新型コロナウイルス感染症に伴う保健衛生事業の影響について

1. 母子保健関係

(1) 乳幼児健診・健康相談

4月及び5月実施分を中止、

電話や個別相談で対応

(2) 産前・産後サポート事業

4月及び5月開催分を中止、

電話や個別相談で対応

2. 健康増進関係

(1) 七戸病院人間ドック

4月14日実施分から6月26

日実施分までは中止、6月29

日以降再開予定

(2) がん検診及び集団健診

5月及び6月実施分の健診

を1月に延期

3. 環境・衛生関係

(1) 町内清掃デーを中止

(2) 狂犬病予防接種を10月に延期

ホームページ、SNS等に掲載し周知しております。

【質疑】相談は何件あったのか。

【回答】5月15日までに13件です。

学務課

・補正予算の説明

・スポーツ振興課

・補正予算の説明

その他

【質疑】休校に伴う授業時間の確保対策はどうなっているのか。

【回答】5時間授業を6時間授業にして時数を増し、更には夏休み期間中に4日～10日出校し授業時間の確保をします。

【質疑】夏休み期間に出校した場合の給食はどうなるのか。

【回答】給食センターでは、一日300食以上であれば給食の提供は可能です。

【質疑】中体連は県大会中止が決定しているが、地区大会はどうなるのか。

【回答】今後の校長会、教育長会の意見を踏まえて上北地方中学校体育連盟で判断することになります。

具体的な軽減幅

基準額8,380円

(第5段階基準額8,380円×1.0)

第1段階	現行	基準額×0.375	3,143円/月	37,710円/年
	軽減後	基準額×0.3	2,514円/月	30,160円/年
	比較		△629円/月	△7,550円/年
第2段階	現行	基準額×0.625	5,238円/月	62,850円/年
	軽減後	基準額×0.5	4,190円/月	50,280円/年
	比較		△1,048円/月	△12,570円/年
第3段階	現行	基準額×0.725	6,075円/月	72,900円/年
	軽減後	基準額×0.7	5,866円/月	70,390円/年
	比較		△209円/月	△2,510円/年

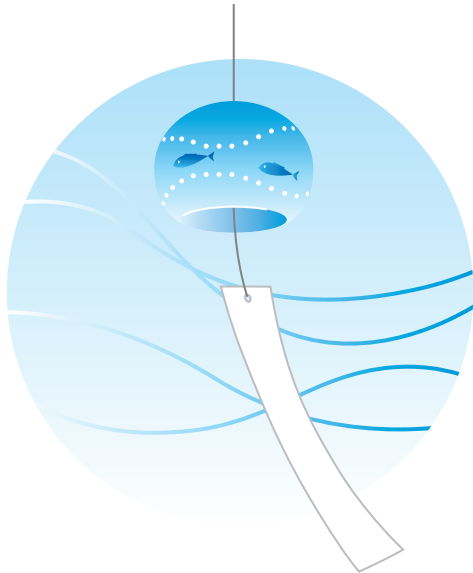
第1段階	生活保護者及び世帯全員非課税で本人年収80万円以下	1,573人
第2段階	世帯全員非課税で本人年金収入80万円から120万円以下	486人
第3段階	世帯全員非課税で本人年金収入120万円超	322人

【回答】町テレビ、広報、町

議会の動き（4～6月）

月 日	用 務
4月8日	上北郡町村議会議長会 監査会
4月13日	東北町議会互助会役員会
4月22日	議会広報特別委員会
4月24日	全員協議会
	議会互助会総会
	議会運営委員会
4月28日	産業建設常任委員会 現地視察
5月11日	全員協議会
5月13日	臨時会
5月18日	議会改革特別委員会
	全員協議会
5月20日	総務企画常任委員会
	原子燃料サイクル対策等特別委員会
5月21日	産業建設常任委員会
5月22日	教育民生常任委員会
5月28日	青森県町村議会議長会・正副会長会議

月 日	用 務
5月29日	議会運営委員会
6月4日	定例会
6月9日	定例会
	議会運営委員会
6月10日	定例会



☆お知らせ

東北町テレビ

（東北町自主放送
11チャンネル）

町議会9月定例会
放送予定
（9月上旬）

放送日程や内容は、リ
モコンの「番組表」ボ
タンで確認することが
できます。

TEL 0176-56-3111
FAX 0176-56-3110

議長 長 笹 倉 健
議会広報特別委員会
委員長 田 嶋 悟
副委員長 市 川 俊 光
委員 瀬 川 武 春
委員 沼 山 英 隆
委員 沼 山 浩 幸
委員 蛸 名 竜 也

今月は「議会だより第61号」をお届けします。

本号は、6月定例会を主に編集しましたが、内容の一部を要約しておりますのでご了承願います。

議会広報特別委員会では町民の皆様が親しまれる紙面作りを心がけております。ご意見、ご要望等がありましたら匿名でも結構ですのでご投稿をお願いします。

